

○南伊豆地域清掃施設組合特別職の職員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第11号

令和5年4月1日

改正 令和5年6月20日 条例第26号

改正 令和6年2月27日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項及び第203条の2第5項の規定に基づき、南伊豆地域清掃施設組合の議員及び特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 次の各号に掲げる特別職の職員等に対し、当該各号に定める報酬を支給する。

- (1) 管理者 年額35,000円
- (2) 副管理者 年額25,000円
- (3) 議員 年額14,000円
- (4) 監査委員 年額5,000円
- (5) 情報公開・個人情報保護審査会の委員 日額6,000円
- (6) 施設整備運営事業者選定委員会の委員 日額50,000円

2 前項（第5号及び第6号を除く。）の報酬は、就任の月から身分を失う月までに対し、その月割額を支給する。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員等が招集に応じ、職務のため勤務したときは、費用弁償として居住地又は居住地の最寄り停留所（駅）から目的地までの車賃又は車賃実費を支給する。この場合において、前条第1項第3号及び第4号に掲げる者に対しては、日額3,500円を加給する。

2 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、南伊豆地域清掃施設組合職員等の旅費に関する条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第13号）の規定による職員以外の者に支給される旅費に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月20日条例第26号）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年2月27日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。